

秋田県障害者芸術文化活動支援センター愛称募集要項

- 1 目 的 令和7年5月に開設し、秋田県内の障害者の芸術文化活動や社会参加を支援するために活動している組織です。障害者からの個別相談を受けて専門的なアドバイスを行うほか、心いきいき芸術・文化祭などの作品発表機会の提供や各種情報発信、人材育成、ネットワークづくりなどを行います。
今後、秋田県障害者芸術文化活動支援センターの愛称を募集することにより、県内の障害者や関係団体から親しみを持っていただくことを目的とします。
- 2 募集内容 秋田県障害者芸術文化活動支援センターの愛称
(センターの設置目的や特徴がイメージできるもので、親しみやすく呼びやすいもの)
- 3 応募条件 (1) 秋田県内に居住の障害当事者およびその家族、障害福祉に関わる支援者
(2) 応募作品数は、1人何点でも構いません
- 4 応募期間 令和7年7月11日(金)から9月30日(火)まで
(第25回心いきいき芸術・文化祭でも受付けます。)
- 5 応募方法 以下のURLの応募フォームか、紙の場合は別紙の応募用紙に必要事項を書いて応募してください。(第25回心いきいき芸術・文化祭でも応募用紙を準備いたします。)

<https://ws.formzu.net/dist/S5933354/> 愛称応募フォーム
QRコード⇒ 
- 6 選考方法 秋田県障害者芸術文化活動支援センター運営協議会において応募作品を審査し、最優秀賞を決定します。また、最優秀賞として決定した作品を施設の愛称として採用します。
- 7 賞 最優秀賞 1作品(賞状及び1万円分のAmazonギフトカード)
- 8 結果発表 令和7年12月上旬に入賞者に直接連絡するとともに、秋田県障害者芸術文化活動支援センターのホームページで発表します。この発表をもって、入賞者以外の方への結果通知に代えさせていただきます。なお候補作品が基準に満たない場合は再度募集を行います。
- 9 個人情報の取扱い
(1) 応募者の個人情報については、応募作品の選考、発表及び表彰のために使用し、それ以外の目的では使用することはありません。
(2) 受賞者の発表の際には、受賞者の氏名について公表します。
- 10 留意事項 (1) 応募作品は、自作未発表のもので、第三者が有する商標権・著作権等の権利を侵害しないものに限りします。
(2) センターの愛称として採用された作品の一切の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)はすべて無償で秋田県障害者芸術文化活動支援センターに譲渡するものとします。
(3) 応募者は、応募作品に対して著作者人格権の行使をしないものとします。
(4) 応募作品に対して、第三者からの権利侵害、賠償責任等の苦情等が生じた場合は、秋田県障害者芸術文化活動支援センターは一切の責任を負わず、費用負担を含め応募者が対処するものとします。
(5) 応募作品に対して、必要に応じて修正等を加えた上で愛称として採用する場合があります。
(6) 応募作品は提出後に修正することはできません。
(7) 応募作品の審査内容等に関する問い合わせについては、お答えできません。

事 務 局

秋田県障害者芸術文化活動支援センター(第25回心いきいき芸術・文化祭実行委員会事務局)
〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県身体障害者福祉協会内
TEL 018-864-2780 FAX 018-864-2781
E-mail suishin-c@akita.eeyo.jp ホームページ <https://ww100132.normanet.ne.jp/>